



令和 5 年度に尼崎市立高等学校へ入学する生徒および保護者のみな様へ

## 学習用 PC 端末の貸与についてお知らせします

「尼崎市シティプロモーションマスコット あまっこ」

### 1. 貸与 PC 端末について

尼崎市では、文部科学省の推進する「GIGA スクール構想」を受けて、令和 4 年度に高等学校に入学した生徒より、各校が指定する PC 端末をご用意いただき、探究的な学びや協働的な学びなど、授業や課外活動などの様々な場面において、ICT を活用した学習活動を進めています。

そこで、一定の要件を満たすご家庭については、購入費等の経済的負担を軽減することを目的とし、PC 端末を学校から貸与します。

- (1) 貸与にかかる費用は無償です
- (2) 貸与されるのは、PC 端末本体と付属品（充電アダプター、USI ペン、オーディオジャック変換アダプター）です
- (3) 学習活動以外には使用できません
- (4) 利用者の故意や重大な過失によって盗難・紛失・破損等の損害が生じた場合は、利用者の弁償となります
- (5) 貸与期間は、貸与開始日から卒業認定日前 3 ヶ月以内の学校長が定める日までです
- (6) 学校以外の場所での通信費や、PC 端末の充電にかかる費用はご家庭で負担いただきます

### 2. 貸与の条件

尼崎市立高等学校に在籍する生徒のうち、つぎのいずれかに該当する生徒が対象です。

- (1) 兵庫県国公立高校生奨学給付金受給（受給予定）世帯
- (2) 生活保護受給世帯（令和 5 年 4 月 1 日現在）
- (3) 都道府県民税および市町村民税所得割額が非課税の世帯（令和 4 年課税分）
- (4) その他、特別な事情により学校長が貸与妥当と認めるもの

※その他、特別な事情がある場合は入学先の学校へご確認ください。

### 3. 申請手続き

合格発表後、進学先の学校から合格者説明会等であらためて詳細をご案内します。

※兵庫県高等学校教育振興会の奨学金貸与制度により、PC 端末購入に係る費用が貸与対象となっています。

詳細は兵庫県高等学校教育振興会までお問い合わせください。

尼崎市教育委員会